

新潟市農業委員会役員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市農業委員会（以下「委員会」という。）の円滑な運営を図るため委員会に設置する役員会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 委員会に役員会を設置する。

(構成)

第3条 役員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会長及び会長職務代理者
- (2) 部会長及び部会長職務代理者

(所掌事務)

第4条 役員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総会に付議すべき議案等のうち重要な事項及び農業委員会活動の運営に関する重要な事項についての事前の審議、調整に関する事項
- (2) 各部会の連絡調整に関する事項

(会議)

第5条 役員会は会長が招集する。

2 会長は役員会の議長となり議事を整理する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。